

## 岡山県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、岡山県被災建築物応急危険度判定士を認定し、登録することに関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。） 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定表示等を行うことをいう。
- 二 岡山県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。） 判定を行うために必要な知識及び経験を有すると知事が認め、登録した者をいう。

### (認定及び登録)

第3条 知事は、県内に在住又は在勤し、次のいずれかに該当する者で、知事が指定する講習を終了した者のうち、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録申請書（様式第1号）により登録の申請をした者を、判定を行うために必要な知識及び経験を有する者として認定し、岡山県被災建築物応急危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に登録の上、登録者に岡山県被災建築物応急危険度判定士登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付する。

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士
  - 二 知事が前号に規定する者と同等の知識、能力を有すると認めた者
- 2 知事は、判定士として適格でないと認めたときは、判定士の認定を取り消し、登録を抹消することができる。この場合、知事は判定士にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、登録証を知事に返納しなければならない。

### (登録事項)

第4条 前条の名簿に登録する事項は次のとおりとする。

- 一 氏名、性別及び生年月日
- 二 住所、電話番号、電子メールアドレス
- 三 勤務先、勤務先の所在地及び電話番号
- 四 緊急連絡先の電話番号

(登録証の携帯)

第5条 判定士は、判定の作業中は、常時登録証を携帯するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 判定士は、第4条の登録事項に変更が生じた場合は、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届(様式第3号)により、変更内容を知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 判定士は、認定を辞退しようとするときは、岡山県被災建築物応急危険度判定士認定辞退届(様式第4号)に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、名簿から抹消するものとする。

(登録の有効期間等)

第8条 第3条の登録の有効期間は5年以内とする。

2 知事は、前項の有効期間の満了の日の1か月前までに判定士から前条第1項の規定による届出がない場合は、認定の更新の意思があるものとみなし、名簿に更新した旨を記載するとともに、登録証を交付する。

(講習)

第9条 第3条の知事が指定する講習は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 判定の制度
- 二 判定の技術
- 三 その他関連する事項

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、判定士の認定及び登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月13日から施行する。